

岩見沢市情報公開条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、従来の「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることを受け、刑事罰に関する規定の整理を行う。

第2 改正の内容

次の条例中の「懲役」、「禁錮」等を「拘禁刑」に改める。

一部改正をする条例		改正内容の区分	
		罰則規定	資格要件 その他
第1条	岩見沢市情報公開条例	○	
第2条	岩見沢市個人情報の保護に関する法律 施行条例	○	
第3条	一般職員の給与に関する条例		○
第4条	岩見沢市恩給条例		○
第5条	岩見沢市一般職の職員の退職手当支給 に関する条例		○
第6条	岩見沢市における散骨の適正化に関する条例	○	
第7条	岩見沢市鉄北地域振興センター条例		○
第8条	岩見沢市公設卸売市場条例		○

第3 施行期日

令和7年6月1日（改正刑法の施行期日と同日）

岩見沢市条例第 3 号

岩見沢市情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市情報公開条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市情報公開条例の一部改正)

第1条 岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項各号列記以外の部分及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市恩給条例の一部改正)

第4条 岩見沢市恩給条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項第2号及び第49条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第5条 岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例（昭和63年条例

第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市における散骨の適正化に関する条例の一部改正)

第6条 岩見沢市における散骨の適正化に関する条例(平成19年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市鉄北地域振興センター条例の一部改正)

第7条 岩見沢市鉄北地域振興センター条例(平成19年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市公設卸売市場条例の一部改正)

第8条 岩見沢市公設卸売市場条例(昭和47年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第2号及び第15条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において

同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の一般職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。